



徳川期近江鋳物師の他国出稼 の例

栗太郡辻村鋳物師

著者	藤田 貞一郎
雑誌名	社会科学
号	47
ページ	19-34
発行年	1991-08-28
権利	同志社大学人文科学研究所
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000007989

徳川期近江鑄物師の他国出稼

——栗太郡辻村鑄物師の例——

藤 田 貞 一 郎

目 次

- 一、はじめに
- 二、眞継家との関係
- 三、各地への出店
- 四、金沢出店弥吉と眞継家支配の進展
- 五、余 論

一、はじめに

徳川期にあつて、近江国栗太郡辻村の鑄物師が他国出稼を盛んに行なつていたことは、中川泉三編『近江栗太郡志 巻参』（二二四～二五八ページ・栗太郡役所・一九二六年）にもつとに記されている。また、一九八八年発行の滋賀県教育委員会編『滋賀県の民具 滋賀県有形民俗文化財収集調査報告書』は《資料編》の中に辻村文書を採録し、そのひとつに「諸国出職明細鑑」をとりあげている。さらに、『八日市市史 第三卷 近世』（八日市市、一九八六年）も、

「八幡鑄物師とその争論」(横田冬彦執筆)の項で、辻村鑄物師が鍋・釜・農具の大量生産、大量販売を行って活躍していたと記している。

本稿は、そのような辻村鑄物師についての、他国出稼を中心とした史料紹介である。利用する史料はいずれも滋賀県栗東町町史編纂室が収集したものであり、こういう形で利用することを認めて下さった編纂室に、先ず深甚の謝意を表しておきたい。

二、眞継家との関係

平安末から鎌倉時代にかけて、河内の鑄物師が全国的に活躍していたが、彼らは朝廷の灯炉供御人として組織されていた。その後、中世社会の発展する中に、河内鑄物師だけでなく、全国それぞれの地域で新しい地元の鑄物師が生まれ活躍し始めたので、室町・戦国期には全国統一的な灯炉供御人の組織は、ほとんど解体状況にあった。十六世紀天文年間、藏人所小舎人となった眞継家はこの全国組織の再建に乗り出した。享保四年(一七一九)、近江国蒲生郡豊浦村にある天台宗東南寺の鐘鑄造をめぐって、辻村から八幡多賀村に出店を出していた国松伊兵衛と、すでに眞継家支配下にあった蒲生郡八日市金屋村鑄物師との間で、各村の庄屋・領主から眞継家・京都町奉行所にまで至る、九年間におよぶ大争論が起きる(前掲『八日市市史 第三卷 近世』四四四～四五四ページ)。

辻村鑄物師が眞継家の支配下に入るのにはこれを契機としてである。辻村鑄物師の金沢出店武村弥吉家に伝えられた、この争論の記録「冶工由緒記」(石川県立郷土資料館所蔵大鋸コレクション——享保期(一七一六～一七三六)に成立と推定——)によって、その由緒から見ることにしよう。

近江の国栗本郡高野庄辻村は、上古より鑄物師を家業として其名四方に隠なし、其由緒を尋るに、人皇七十六代近衛院の御時御

祈願のため百八の灯炉を鑄させ給ひしとき、諸國鑄物師の中に我邑治工にすぐれたる聞へかゝてより有けれ、十式家の鑄物師を撰ひ鑄させ給ひしに、速に是を鑄奉りけれ、睿慮に叶ひ奉り、其恩賞として忝も御綸旨の御牒を下されけり、此十二家の者ハ本より此邑の首たる者にてそ有ける、其御牒の御文章は今の曆応の御牒とはすこしかへりたれと、意は大方同じかりしと承る、其より弥家業四方にさへりなく繁昌す

ということ、辻村鑄物師は元來は眞継家に礼物や課役を出すこともなく、自由にどこでも營業していた。

抑我里日々に繁昌して、諸國へ鍋釜を運送して商売す、此國へハ余國の鍋釜松坂の関よりうちへいれす、此邑よりハ北へ加賀越前、東へ駿河甲斐其外國へ運送して商売す、此運送のついで多かりけれハ其所へ立越鑄物師の家業する事になりぬ、本より其國への鑄物師他國より来りて己が妨になりぬるを妬むといへとも、右の由緒有により何の障もなし、諸國へ出店せし初めハ田中七郎右衛門、正保の頃大坂へ出店して鑄物師をせり、是当地より他國へ出し初なり、其後新潟江戸諸方へ思へに出店す、元禄の頃当地にハ此邑に居て鑄物師家業とするものハ西兵衛家斗

こうして、近衛院の綸旨と曆応五年（一三三四）の光明院の御牒を由緒に、「入相の商売、何國にても何の煩も御座なく」といい、各地に進出して出店を設ける辻村鑄物師であったが、享保十一年（一七三六）から翌十二年にかけて、禁裏侍三宅氏を通じ、辻村鑄物師は一切の課役がないことを条件に眞継家と和解し、その支配下に入る事になった。幕府は眞継家の支配を一度として触れなどで布達したことはなかったし、積極的に認めてはいなかったにかかわらず、こういう事態になった背景としては、この争論の五、六年前から眞継家が再度鑄物師の組織化をはじめだしたことが考えられる（前掲『八日市市史 第三卷 近世』）。もっとも、辻村鑄物師の眞継家支配下への参入は、必ずしもすっきりした形で実行されたわけではないようである。これについては、史実を後述する。

三、各地への出店

繪旨を頂戴した十二家の「おとな筋目」は、神田講を組織し、毎年十一月三日に祭祀を営んだ。はじめのころは、その村内での住居の位置関係により、東座・中座・西座の三座に分かれていたが、永禄頃（一五五八～一五六九）に「法則」を乱したかどで中座を除名、東・西二座で儀式を営むことにした。が、元禄十五年（一七〇二）、二座の家数の均衡が破れ何かと不都合であるということから一座に統合して、年長者を中心に祭祀を勤仕することにした。辻村には、このほかに「おとな講」という十二家の「此むらの首たる者」の系譜を重視する慣行にもとづく組織があった。この「おとな講」の構成員ではあるが、神田講のそれではないというのが、かつての中座の系譜を引く家々であった。

この間、当初の十二家はそれぞれ分家を創出して、家数が増加、享保十三年（一七二八）には神田講に属する家だけでも四八家を数える。これらの家々が各地に出店をする。先の『治工由緒記』は正保の頃（一六四四～一六四八）田中七郎右衛門が大坂に出店をしたのが最初とするが、寛政六年（一七九四）十二月の、深川上大嶋町釜屋七右衛門店支配人金兵衛と新蔵が伊奈友之助と大貫次右衛門両名にあてた「乍恐以書附奉願上候」（「辻村鋳物師出店資料巻」、栗東町有里内文庫）には、以下にみるごとく寛永十七年（一六四〇）に江戸に出店したと記している。

深川上大嶋町釜屋七右衛門同六右衛門江州住居ニ付、店支配人金兵衛新蔵奉申上候、私共主人数代江五ニ罷有、鍋釜并万鋳物細工仕来候処、先年寛永十七年辰年御当地江籠下芝田町ニ而右之職を仕、其後万治式亥年、只今罷有候当御支配所於大嶋村、大たゝら蒙御免当寅年迄百五拾年無難ニ相統仕、其上家職繁昌仕難有奉存候

また、辻村および辻の鋳物や材料を運搬する出庭三か村と、この通行を妨げる守山宿との紛争の初見が慶安三年（一六五〇）であることは、寛永末ごろから辻村の鋳物師が盛んに活動し始めたことを推定させる（「辻村荷馬通行ニ付

願書」大谷雅彦家文書、「辻村、守山村争論済証文」出庭共有文書。

寛永二十一年は改元されて正保元年となるので、いずれにしても寛永から正保を画期として辻村の鑄物師が農間余業の域を越え、各地に出店し盛んに活動を始めたと解していいだろう。こうした辻村の村勢について、享保四年七月の辻村の鑄物や材料を杉江・赤野井両浦へ運搬する道筋を、辻・出庭・守山三か村でとり決めた「奉指上添証文之事」(栗東町有里内文庫)は、その一節で左のように記している。

同国野洲郡守山宿答候へ、辻村へ農業之外鍋釜鑄立渡世仕候ニ付、野洲郡杉江浦赤野井浦江着岸之銃并古鉄炭等買調、鑄立候鍋釜も両浦江差遣シ所々江売出シ候

辻村鑄物師の各地出店について、まず正徳四年(一七二四)、享保四年(一七二九)、天明六年(一七八六)の鑄物師とその稼場を表1に示そう。

この表から、丹後国と摂津大坂を西端として、その主力は近江から東の地域に広く展開していることがわかる。さらに、文化五年(一八〇八)頃、眞継家役所の諸国鑄物師名寄記などを下敷に、辻村で編綴したといわれ、その後も事項を加筆している「諸国出職明細鑑」から作成した表2と比べると、若干の家の隆替、出店の出羽・越後での若干の消長を見るも、享保以降大きな変化はないといえる。なお、天明六年の資料は、やや質を異にするものから採録したので参考にとどめておくことにする。この資料は「天明六丙午年五月七兵衛出吹職願ニ付御尋御請書扣 大津釜屋一件」(大鐮コレクション)から得たものであるが、この御尋は辻村の七兵衛が、近江国志賀郡別所村に鑄物師出職の際、和邇村鑄物師と争論を起した一件に関するものである。

こうした出店の実態を把握することに、領主である膳所藩は意を用いたようである。享保十年(一七二五)の左の史料(栗東町有里内文庫)が残っている。

表1 鋳物師名とその稼場所

稼 場 所	正徳4年 (1714)	享保4年 (1719)	天明6年 (1786)
辻村	西兵衛	西兵衛	西兵衛
辻村	角兵衛	角兵衛	忠兵衛
(辻村)カ			平兵衛
近江志賀別所村			七兵衛
近江八幡多賀村		伊忠兵衛	伊忠兵衛
近江長浜	忠兵衛	伊忠兵衛	伊忠兵衛
伊賀上野四十九村	三郎左衛門	三郎左衛門	八郎右衛門
伊勢桑名大一丸	善九郎	善九郎	八善九郎
◇河崎	七郎兵衛	七郎兵衛	権兵衛
◇中山村		市兵衛	市兵衛
駿河久能大谷		次右衛門	次右衛門
三河平坂村	庄兵衛	佐兵衛	庄兵衛
◇平坂村	甚兵衛	甚兵衛	庄兵衛
◇大浜松江村	十兵衛	十兵衛	重兵衛
◇岡崎町	十左衛門	十左衛門	十左衛門
遠江浜松町	太兵衛	太兵衛	清兵衛
◇見付町	清兵衛	清兵衛	与兵衛
江戸深川	七右衛門	江本七右衛門	江戸深川七右衛門
◇	六右衛門	本本六右衛門	六右衛門
岩代会津塔寺村	九郎右衛門	九郎右衛門	六右衛門
出羽亀田石脇村	彦兵衛	彦兵衛	近江
◇庄内酒田	新左衛門	新左衛門	
◇鶴ヶ岡	市郎左衛門	市郎左衛門	
越後長岡	弥兵衛	弥兵衛	弥兵衛
◇新潟	金右衛門	金右衛門	金右衛門
◇新潟	次郎右衛門	次郎右衛門	次郎右衛門
加賀金沢	弥右衛門	弥右衛門	弥右衛門
美濃笠松	半右衛門	半右衛門	半右衛門
◇笠松	五兵衛	五兵衛	五兵衛
◇大垣	平左衛門	平左衛門	平左衛門
若狭おにう金屋村	六左衛門	六左衛門	六左衛門
丹後田辺	又右衛門	又右衛門	又右衛門
摂津大坂道頓堀	長太夫	長太夫	長太夫
◇大坂道頓堀	弥次兵衛	弥次兵衛	弥次兵衛
◇大坂道頓堀	治左衛門	治左衛門	治左衛門
◇阿波座堀	七郎右衛門	七郎右衛門	七郎右衛門
信濃松本			
◇笠原			

(注)(i) 正徳4正(1714)と享保4年(1719)は「治工由緒記」より。

(ii) 天明6年(1786)は「大津釜屋一件」による。

(iii) ※印は眞継家の支配下に入っていないものを指す。

表2 19世紀前半頃の鑄物師名と稼場所

稼 場 所	鑄 物 師 名	備 考
辻 村	太田西兵衛	弘化3年当時太田庄兵衛
〃	太田角兵衛	
〃	太田三郎兵衛	文化6年初参
〃	太田伝兵衛	文化5年初参
〃	高谷忠兵衛	
近江 蒲生郡八幡	国松伊兵衛	当時望月六兵衛
近江 納 村	助左衛門	助左衛門尉信国末
伊賀 伊賀郡依那具村	国松八郎右衛門	○辻村出店
伊勢 桑名大一丸	国松善九郎	
〃 川	国松七郎兵衛	(勢州川崎の部では善九郎と共に「辻村出休」と記す)
〃	安 保 市 太 夫	(奄芸郡中山村の部では「辻村出大工」と記す)
(伊勢)カ	国松新左衛門	
駿河 山 田	田中佐次右衛門	七郎右衛門事
三河 幡豆郡平坂	太田庄兵衛	文化5年継目
〃	太田基兵衛	文化5年継目
〃	国松十兵衛	安永9年許状
〃 大浜松江村	木村重右衛門	改九兵衛 文化5年継目
〃 額田郡岡崎祐金町	田中五郎兵衛	七郎右衛門事
遠江 浜 松	田中清兵衛	七郎右衛門事
〃 見 附	田中七右衛門	
江戸 深 川	太田六右衛門	
〃	中林庄右衛門	○300年以前辻村より引越
武蔵 八幡山金屋村	中林伊左衛門	○300年以前辻村より引越
〃	九郎右衛門	
岩代 会 津	彦兵衛	
出羽 亀田郡石脇村	国松市郎左衛門	新左衛門出(羽州の部では「庄内新左衛門別」と記す)
〃 鶴ヶ岡	北原金左衛門	○文政3年御地頭添簡、村上辻村又五郎由緒
〃 本 庄 城 下	弥惣兵衛	
越後 長 岡	土屋忠左衛門	石場金右衛門跡
〃	藤 田 良 平	藤田次郎右衛門跡
〃	田 中 佐 兵 衛	○辻村出
〃 蒲原郡三条裏館村	辻 村 又 五 郎	○江州辻村出
〃 岩船郡村上上長井町	武 村 弥 吉	(加州の部では「辻村出店」「辻村より往復」弥次兵衛と記す)
加賀 金 沢	太田半右衛門	
美濃 笠 松	田 中 五 兵 衛	当時兵蔵(濃州の部では「辻村出職」天保14年継目と記す)
〃	大丸屋田中清左衛門	○辻村出田中徳左衛門跡、享和3年継目
若狭 遠 敷	国松六左衛門	
丹後 田 辺	国 松 市 三 郎	若州遠敷六左衛門事(丹後の部では「若州より兼帯」と記す)
大坂 道 頓 堀	長 太 夫	
〃	弥次兵衛	
〃	治左衛門	
〃	岩本七郎右衛門	
信濃 阿 波 堀	田中伝右衛門	
〃 松 本 飯 田 町	田 中 久 五 郎	(信州笠原の部では「辻村出店上柳久五郎」と記す)
〃 笠 原		

(注)(i) 「諸国出職明細鑑」(太田幸男家文書)より作成。

(ii) 備考欄に○印のあるものは、それぞれ該当地域から採録、他は「近江国栗田郡高野辻村」の部分に一括して記載されている。

御尋被遊候ニ付指上申証文

一下総国銚子荒野村釜屋伊兵衛店之儀ハ拾二年以前午年、道仙と申者之子伊兵衛と申者方私買取、手代庄兵衛と申者ニ譲り申儀紛無御座候、右庄兵衛後ニ伊兵衛と名改申候、然者此店ニ付実鑑相障り申候子細曾而無御座候、右庄兵衛奉公実跡ニ相勤申候ニ付、銚子店相譲くれ申候、此外何之子細茂無御座候、以上

江州辻村

七右衛門 ㊦

七郎兵衛 儀

教 順 ㊦

享保拾年巳十二月

十二日

本多主膳正様

御奉行中

右のように出店の実態を把握するのに膳所藩が意を用いる理由のひとつは、他国出稼の儲けから年貢を徴収していたことにあると思われる。同趣旨同形式の文書が他にも数点残っているが、ここでは、文化十一年（一八一四）の左の史料（栗東町有里内文庫）を紹介しておこう。

乍恐奉願上口上書

一私義家業ニ付先祖々常州鹿嶋郡木滝村と申所ニ出店御座候、右出店へ近々罷下り申度候、尤も御定之通来子之年迄三ヶ年之内急度帰国可仕候、然上者毎年十月中ニ御年貢金并賄金無遅滞相登し可申候、猶又御用之節者何時ニ不限早速帰国可仕候、右願之通被為仰付被下置候へ、難有仕合ニ奉存候、以上

辻村

願主久 兵衛 ㊦

一円権左衛門 ㊦

庄屋

源左衛門 ㊦

肝煎

新右衛門 ㊦

文化十一年

戊五月日

御奉行様

御代官

田中喜右衛門

いずれにしても、自領の百姓が農業以外で稼いで年貢を納める。しかも、それを他国で稼いで来て年貢を納めるという仕来りを藩の政策として認めているわけで、興味ある事実といえる。

表1と表2の鑄物師名の中には、今しがた引用した史料にある下総国銚子荒野村釜屋伊兵衛店も常州鹿嶋郡木滝村の久兵衛出店、あるいはそれと関係ある店名前などを、どういふものか見出し得ない。したがって、「冶工由緒記」と「諸国出職明細鑑」に記録されなかったものもあるのかも知れない。それにしても、辻村鑄物師が盛んに他国へ広く出稼した事実は動かないようである。また、「諸国出職明細鑑」では、伊勢桑名大一丸の(辻内)善九郎は「辻村出、休」となっているが、西羽晃「桑名藩」(児玉幸多・北島正元編『新編物語藩史 第七巻』新人物往来社、一九七七年、三七ページと五五ページ)によると、一九世紀前半にも家庭用の鍋釜を盛んに作っていたという。両者の史料は細部については、なお確認する必要があるかも知れない。

それはともかく、右のように各地に出店・出職した鑄物師も、後年になるとその営業種目を醬油や酒の醸造業・質屋・小間物・荒物などの他業種に移ったり、「辻村住家売払当時土蔵沓ヶ所残り有候、老母共出店に罷在候」という者も出て来ている。表3は天明期までの史料にはその名の見えぬ遠江浜松の五郎兵衛の名があることと、その出店先地名の広がりから、一九世紀前半のものとして推定できる「他稼出名前書」から、作成したものである。

表3 他国出稼の営業種目

出店先	出店名儀	人名	営業種目	備考
美濃今尾	釜屋惣助	惣助	鍋釜類	辻村に住家あれど帰村せず
下総市川	釜屋喜兵衛	田中喜兵衛	醤油造質物商売	弟は辻村で薬店、 清兵衛帰村せず
遠江見附	釜屋清兵衛	清兵衛	鋳物師	
遠江大坂	釜屋弥吉	太郎兵衛	酒造	辻村住家売払、 老母とも出店に在り
武蔵深谷	釜屋利右衛門	利右衛門	醤油造かまもの	
遠江浜松	鍋屋五郎兵衛	五郎兵衛	荒物かまもの	
駿河大谷	釜屋助右衛門	田中佐次右衛門	鋳物師	
下総本行徳	近江屋喜重郎	田中喜右衛門	醤油造質物商売	
江戸深川	釜屋六右衛門	太田六右衛門	鋳物師	
三河松江	近江屋忠右衛門	重兵衛	商売小間物荒もの	
常陸江戸崎	鍋屋治兵衛	田中治郎兵衛	商売酒造水油	
江戸深川	釜屋七右衛門	田中七右衛門	鋳物師	
下野朽木町	釜屋彦右衛門	太田新右衛門	商売醤油造鉄物	
下総水海道	釜屋嘉兵衛	田中嘉兵衛	商売醤油造	
江戸深川	釜屋弥七	田中弥兵衛	商売醤油造	
加賀金沢		弥次兵衛	鋳物師	弥吉店同居
三河岡崎	金屋惣兵衛	木村重佐衛門	鋳物師	
〃	金屋	善兵衛	鍋釜鉄物商売	家内出店にあり帰村せず
丹波大嶋	鍋屋喜兵衛	田中太右衛門	商売穀物鍋釜	木村重左衛門分家
常陸江戸崎	鍋屋忠兵衛	田中忠兵衛	醤油造	
三河平坂	金屋庄兵衛	太田庄兵衛	鋳物師	
三河西尾	近江屋庄右衛門	七郎右衛門	酒造	家内出店にあり、帰村せず
安房貝渚村	鍋屋亦右衛門	又右衛門	小間物荒もの	

(注)(i) 中川泉三編『近江栗太郡志巻参』(郡役所, 1926年) 252~258ページの史料から作成。

(ii) 19世紀前半のものとは推定。

四、金沢出店弥吉と眞継家支配の進展

辻村鑄物師の金沢出店武村弥吉家は、数ある出店のなかでも、明治維新後も昭和の戦後期までその事業を、時代の動きに即応させ拡大しながら継続し、その家業に関する膨大な史料を大鋸コレクション（石川県立歴史博物館蔵）として残した家として特筆に値する。

弥吉ならびに弥次兵衛が金沢に赴いたのは、万治元年（一六五八）のことであった。その職人は近江国栗田郡と野洲郡内の村々出身が殆んどで、その人員数は元禄十三年（一七〇〇）から元文五年（一七四〇）までの記録「江苧職人当処江越申年数書覚」（大鋸コレクション）によると、最小一三人、最大二四人と年により変動があるが、年平均一九人強である。滞在年数は長いものになると四〇年を越えるものも居る。

なかには、首尾よく奉公を終え、比較的短期間に暇をとるものもいた。野洲郡北村の小兵衛は正徳四年（一七一四）から享保九年（一七二四）まで奉公したが、左の史料（大鋸コレクション）にあるように、その際、加賀・能登・越中の三か国では弥吉家の家業と同じ「細工」には携さわらないことを誓約させられている。

御請

一私儀正徳四年未ノ歳々只今迄御奉公相勤、首尾能今日御暇被下候、併加賀能登越中之内職仕申義御家業之御指問ニ相成候間、重而罷下右三ヶ国之内ニ而ハ、細工任間敷旨被仰渡畏入申候、為其如斯ニ御座候、以上

江州野洲郡北村
小兵衛隠

享保九年辰

十二月廿四日

釜屋

弥吉殿

職人はいずれも単身で来ているが、出店へはたとえ主人であっても妻子を伴わないのが元来の仕来りであった。が、次第にこれが崩れて行ったことは表3についてすでに述べた所からも明らかである。こうした事態に対して領主側はこれを食い止めようとする。年次末詳の寅二月の辻村あての達書が残っている。この達書を受けて村は左の史料(粟東町有里内文庫)のように村内に通知している。

今般從御役所御達左之通

一其村方他国出店江家内共罷越候儀者、往古る村法として堅ク相成不申候所、近来狼ニ相成候趣相聞へ不埒之至候、以来家内共出店へ罷越候義急度差止メ可申候

右之通御達ニ候間、組内出店有之方へ、右之段不洩様可被申渡候、若此節内々ニ而も罷越居候者有之候へ、早々呼戻可被申候

寅二月

庄屋
年寄 ㊦

利兵衛組

加兵衛組

勘左衛門組

五兵衛組

金左衛門組

九郎兵衛組

九左衛門組

兵左衛門組

〔不明〕
助組

平兵衛組

しかし、その動きはとまることなく、幕末期には武村弥吉家の場合も妻子が金沢に引越している。また、文久二年（一八六三）には、金沢藩領主から二人扶持を受けるに至っている（大鑑コレクション）。

先に、辻村鑄物師は元来、近衛院の綸旨と曆応五年の光明院の御牒を由緒に「入相の商売、何国にても何の煩も御座なく」といい、各地に進出して出店を設けていたが、享保期の争論を契機に眞継家の支配下に入ることになった。しかし、これは必ずしも直ちにすっきりした形で実行されたわけではないと記した。この間の事情については、既に引用することのあった天明六年の「大津釜屋一件」が興味ある事実を記録している。

それによると、表1の天明六年の欄にもあるところの西兵衛ほか二二人は、享保十二年七月眞継家から「御綸旨之写ニ添書付」を頂戴し、年頭の祝儀金二〇〇疋を差出すようになった。

此儀（眞継能登守家支配請来候由のこと……引用者注）私共仲間廿三人ハ眞継江参り候儀相違無御座候、年頭出礼仲間内ノ年行司を相定、年頭之御祝儀金貳百疋差上候儀ニ御座候

とはいうものの、いまだ眞継家の支配は絶対的なものではなく、出店先の領主の許可が何よりも肝腎であり、西兵衛ほか二二人のものは「出吹職之場所」を眞継家へ報告することはなかったようである。次の文言がある。

私共仲間式拾三人之者共諸国地頭江相願出店出吹任、渡世之鑄物職任、村方諸役をも相動罷在候株之儀廿三株ニ御座候得共、名前之儀者勝手ニ付、相替候儀も御座候得共、出吹職之場所御地頭ニ而御聞濟被下候得ハ、眞継家江迎も相届候儀無御座候

一方、七兵衛ほか六人のものは、領主側の問合わせに対して、次のように述べている。

一同村鑄物師七兵衛義、其方共六人と都合七人者往古々之株ニ而御蔵眞継能登守家江不相携候由、同村角兵衛并弟七兵衛申立候、右往古々之詛委細ニ可申上旨御尋ニ御座候

此儀七人之者共ハ往古御綸旨頂戴仕罷有候得共、辻村出火之節焼失仕、往古々之申伝ニ者鑄物職仕来り候出吹職是迄何方

茂何之差障も不承罷有候、且眞継家江罷出候儀者無御座候、私共仲間之外式拾三人者享保年中ハ眞継江始而参り申候節、村方ニ而段々訳合相糺候所、七人之株之義者往古々之株ニ而、眞継家々も其儘被差置候義ニ御座候、近江国ニも眞継家江不相抱候鑄物師も有之候義も承り候得者、七人之者共斗ニ而も無之哉と奉存候

すなわち、七兵衛(近江志賀別所村)・佐次右衛門(駿河久能大谷)・与惣左衛門(遠江浜松町)・清兵衛(遠江見付町)・七右衛門(江戸深川)・六右衛門(江戸深川)・弥吉(加賀金沢)は「往古々之株」であり、眞継家の支配は天明六年の時点でも、いまだ全く受けていないといっているわけである。

その「往古々之株」の一員であった金沢の弥吉家も文化十年(一八一三)には、遂に眞継家の支配に従うに至る。それ迄は支配下に入らなかつた理由を「困窮ニ付久々上京不仕」と、体裁をつくらせているところが、すこぶる面白い。その重要な史料を最後に示しておくことにしたい(大鑑コレクション)。

乍恐奉願口上書

一鑄物師職之儀者御由緒を以相統仕来、難有仕合奉存候、然ル処是迄為繼目上京可仕候処、困窮ニ付久々上京不仕段奉恐入候、依之此度為繼目上京仕候間、先規之通御許状頂戴仕度奉願候、猶又以来御座法之儀者勿論、御当家様御下知之趣少も違背仕申間敷候、右之趣御聞濟被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

江州栗田郡辻村出職

河州河北郡金沢中嶋町

鑄物師

武村弥吉[㊦]

(印には抹消印あり……)注

文化十年

酉八月廿八日

眞継美濃守様

御役人中様

前書之通相違無御座候間、願之通御聞濟被成下候様、仲間同様奉願候、仍而奥印仕差上候、以上

江州栗太郡辻村鑄物師
 仲間惣代
 太田庄兵衛

五、余 論

以上、辻村鑄物師の他国出稼を中心に、史料紹介を行なった。鑄物師は手工業者であり、厳密な意味では近江商人の部類には属さないといえる。しかし、「治工由緒記」の一節が「抑我里日々に繁昌して、諸国へ鍋釜を運送して商売す」と明記するように、辻村鑄物師の当時の意識は、現在の我々の概念とは必ずしも同じではない。鑄物師職もまた「商売」であった。だからこそ、表3に示されるように、醬油や酒の醸造業・質屋・小間物・荒物などの他業種に転じ得たのだと思われる。こう解すると、膳所藩が辻村鑄物師に対して他国に出店して稼ぎ年貢を納めるという仕組みを認めていたことに興味が湧いてくる。近江国に所在する領主の支配のあり方もまた近江商人成立史研究の際のひとつの論点となるのではないかとということに。

次に、眞継家からの鑄物師支配は、御蔵小舎人である新見家の鑄物師支配が衰えたあと、戦国時代に始まったという。笹本正治『戦国大名と職人』（吉川弘文館、一九八八年、二三四～二三五ページ）によるとこういうことになる。「新見家の鑄物師支配が衰え、そこからの収入が減ったのは、鑄物師たちが地方に定住するようになり、強力な戦国大名の支配に組み込まれたため、暴力装置を持たない下級公家としてはいかんともなしがたかったであろう。そこで眞継家は領国内の鑄物師を掌握している戦国大名と接触し、戦国大名の了解を得た上でその権力を借りて、戦国大名の支配は維持したままで、鑄物師を再度蔵人所供御人として位置づけようとしたのである。いづれにしろ、朝廷を背景とする眞継家の鑄物師支配を、戦国大名もまた鑄物師たちも、ともに認めたことは注目に価する」。

辻村の鋳物師も、近衛院と光明院という朝廷の権威を背景に自由に他国出稼をしていたにすぎないのであり、朝廷の権威から無縁というわけではない。しかし、新たに京都の朝廷と直結した眞継家の支配を近世に入ってもなかなか受けなかったことは事実であった。その辻村の鋳物師が、——文化十年の金沢の武村弥吉家の眞継家支配の容認はその最終段階のものと思われるが——次第に近世も時期が深まるにつれて、眞継家支配に屈していった経過に、単に鋳物師の営業権付与の問題に限られない、天皇制権力の強さと活性化の一例を感じとることができるように私は思う——高埜利彦「幕藩体制における家職と権威」(『日本の社会史 第三卷』岩波書店、一九八七年)は文化年間を「朝幕関係の変容の中で権威が幕府將軍から朝廷・天皇に移行し始めた時期」(二七三～二七四ページ)としている。

(一九九〇年十二月三十日)

附記 本稿は、栗東町史編さん委員会編『栗東の歴史 第二卷 近世編』(栗東町役場、一九九〇年)の「第三章第四節 諸職商の発達」(筆者執筆部分)の該当部分を筆者原稿によりながらかなり訂正加筆したものである。

(ふじた ていいちろう・同志社大学商学部教授)